

# 家畜衛生だより

From 中央家保 豚用

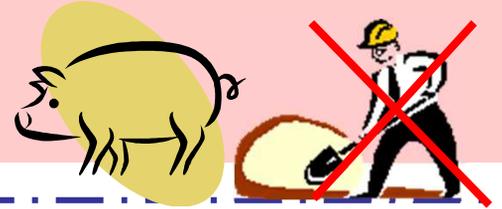


中央家畜保健衛生所・中央動物防疫協議会  
〒262-0011 千葉市花見川区三角町656  
Tel:043-250-4141 (夜間・休日対応)  
Fax:043-286-0090  
(公社)千葉県畜産協会

## 死亡家畜の処理は適正に行いましょう！

家畜の飼養者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および「化製場等に関する法律」に従い、家畜の死体を適切に処理しなければなりません。死亡畜は必ず死亡畜の処理運搬業者へ連絡し、適切に処理してください。

- 1、死体は自己所有地であっても埋却してはいけません。
- 2、子豚であっても埋却してはいけません。
- 3、定期報告書で報告している「埋却地」は、通常の死亡家畜の埋却に使用してはいけません。



### 〈廃棄物の処理及び清掃に関する法律〉

- ・動物の死体は産業廃棄物にあたります。【第二条】
- ・事業者は、廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。【第三条】
- ・これら廃棄物をみだりに捨てることは禁止されています。【第十六条】

### 〈化製場等に関する法律〉

死亡獣畜の解体、埋却または焼却は、死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域で行う事は禁止されています。【第二条】

毎月1日は一斉消毒の日

豚の様子がおかしいな？と思ったら中央家畜保健衛生所まで  
TEL. 043-250-4141 (夜間・休日転送) FAX. 043-286-0090  
※必ず5回以上コールしてください